**入札心得書**

**１．　入札の執行前に談合入札が予想され、又は、談合の事実が発覚した場合は入札を中**

**止する場合があります。**

**２．　入札者からの質問は、質問書を担当者にメール又はファクシミリにて送付すること**

**とし担当者は、回答書を入札者へ送付することとする。**

**３．　入札用紙は指定しない。県様式の使用で差し支えないものとする。ただし、県の財務**

**規則は削除すること。**

**４．　代理人の入札は、入札の前に委任状を提出するものとし、代理人自らの氏名及び押印**

**でもって入札するものとする。（委任状のない入札は認めない。）**

**５．　入札書類提出後の引き換え、入札書の取り消し、訂正等の請求は認めない。**

**６．　同価格の入札者が二人以上ある時は、抽選で落札者を決定する。**

**７．　入札の無効に関する事項**

**地方自治法施行令１６７条の１２第３項及び渡名喜村契約規則第１３条の規則に**

**基づき、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。**

**（１）参加資格のない者のした入札書**

**（２）同一人がした２以上の入札書**

**（３）入札者が連合していた入札書**

**（４）金額その他記載事項が明らかでない入札書**

**（５）記名押印のない入札書**

**（６）金額を訂正した入札書**

**（７）前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書**

**渡名喜村長　桃　原　　優**

**－１－**